

相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る県内共同事務所選定に関する提案作成要領

1 県内共同事務所の業務

プロポーザルによって選定された者との共同による設計、積算等に対する業務である。

2 提案の内容

- (1) 提出書類は、別添の書式により作成すること。
- (2) 用紙の大きさは様式1及び様式4はA4版タテ、様式2及び様式3はA3版ヨコとすること。
- (3) 様式2及び様式3に記載する担当者一覧の「業務実績」欄は、総括責任者又は担当者がこれまでに主体的にかかわった設計等の業務を3つ以内で記入すること。
- (4) 様式2及び様式3の「業務実績詳細」には、総括責任者又は担当者がこれまでに主体的に関わったもののなかから、本プロジェクトに活かせると思われる業務実績を、施設の概要、コンセプト等、施設の特徴がわかるように記載すること。
- (5) 様式4には、プロポーザルで選定された者の設計及び積算等における取組体制の提案、地元事務所としてのアピールポイント、本プロジェクトにかける意欲等を具体的に記載すること。